

転換社債券の保管振替制度実施に伴う本所決済制度等改正に係る
「業務規程」等の一部改正新旧対照表

目 次

	(ページ)
1. 業務規程の一部改正新旧対照表	1
2. 上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表	7
3. 受託契約準則の一部改正新旧対照表	9
4. 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表	13
5. 決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表	15
6. 業務規程施行規則の一部改正新旧対照表	16
7. 監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表	18
8. 有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表	20
9. 抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則の一部改正新旧対照表	22
10. 有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表	23
11. 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表	24

業務規程の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 第 2 5 条第 1 項の規定により株券について、<u>配当落 (配当には、商法 (明治 3 2 年法律第 4 8 号) 第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。) 又は権利落として定める期日</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p><u>(5) 利付転換社債券について、当該利付転換社債券の利払期日 (利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。) の 4 日前 (休業日を除く。) の日</u></p> <p>4 <u>前項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日 (休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第 4 2 条第 3 項第 1 号、第 2 号、第 5 号及び第 6 号を除き以下同じ。) が利払期日の前日に当たる場合には、同項第 2 号又は第 3 号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して 6 日目の日に、当該期日の翌日の売買については当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に、決済を行うものとする。</u></p> <p><u>(1) 転換社債券の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日</u></p> <p><u>(2) 期中償還請求期間満了の日 (休業日に当た</u></p>	<p>(売買の種類)</p> <p>第 8 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 普通取引は、売買契約締結の日から起算して 4 日目 (休業日を除外する。以下日数計算について同じ。) の日に決済を行うものとする。ただし、次の各号に掲げる日の売買については、当該売買契約締結の日から起算して 5 日目の日に決済を行うものとする。</p> <p>(1) 第 2 5 条第 1 項の規定により株券について、<u>配当落 (配当には、商法第 2 9 3 条の 5 第 1 項の規定による金銭の分配を含む。以下同じ。) 又は権利落として定める期日</u></p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

るときは、順次繰り上げる。)

5 第3項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買契約締結の日から起算して6日目の日に決済を行うものとする。

6 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当（優先出資者割当を含む。以下この項において同じ。）又は株式（優先出資を含む。第53条及び第54条を除き、以下同じ。）の分割により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（利子の日割計算）

第27条 利付債券、利付転換社債券及び新株引受権付社債券の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、渡方会員は、利札

（新設）

4 発行日決済取引は、株券の発行者が新たに発行する株券のうち、株主割当（優先出資者割当を含む。以下この項において同じ。）又は株式（優先出資を含む。第53条及び第54条を除き、以下同じ。）の分割により発行されるものについては第25条第1項の規定により権利落として定める期日から、一般募集により発行されるものについては当該新株券の募集に係る申込期間満了の日の翌日以後の日から、それぞれ当該新株券発行の日の前日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第42条第3項第1号及び第2号を除き、以下同じ。）以後の日で本所が定める日まで行うものとし、当該売買最終日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、株主割当又は株式の分割により発行される新株券に係る売買開始日について、本所が必要と認める場合には、第25条第1項の規定により権利落として定める期日後の日とすることができる。

（利子の日割計算）

第27条 利付債券、利付転換社債券及び新株引受権付社債券の売買については、その利札面に記載する利子から税額相当額として本所が定める額を差し引いた額を、日割りをもって計算し、その売買の決済日までの分（以下「経過利子」という。）を、売買代金に加算するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日（利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われるときは、利払期日前に

の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(1)の2 債券、転換社債券又は新株引受権付社債券について抽選償還が行われる場合で、本所が必要があると認める場合

(2)～(4) (略)

(過誤訂正等のための売買)

第29条 正会員は、顧客の注文を真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会によらずに執行することができる。

(立会外分売)

第30条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第33条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日(第8条第3項各号に掲げる日の売買については、5日目

において利子の支払いが行われる日)に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、渡方会員は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(売買の停止)

第28条 本所は、次の各号に掲げる場合には、本所が定めるところにより、有価証券の売買を停止することができる。

(1) (略)

(新設)

(2)～(4) (略)

(過誤訂正等のための売買)

第29条 正会員は、本所の市場において生じた真にやむを得ない事由による過誤等により、委託の本旨に従って本所の市場において執行することができなかつたときは、本所が定めるところにより、あらかじめ本所の承認を受け、当該承認に係る有価証券の売付け又は買付けを、本所が適当と認める値段により、自己がその相手方となって売買立会によらずに執行することができる。

(立会外分売)

第30条 (略)

2 前項の立会外分売については、本所が定めるところにより、あらかじめ本所に届け出るものとし、かつ、本所が当該届出を受理した日の翌日(以下「分売執行日」という。)において、次条から第33条までに規定するところにより、売買を成立させ、当該日から起算して4日目の日に決済を行うものとする。ただし、分売執行日が第8条第

の日)に決済を行うものとする。ただし、利付転換社債券の売買において、第8条第4項又は第5項に定める場合には、同条第3項第2号又は第3号に定める期日の売買については6日目の日とし、同条第4項に定める場合における当該期日の翌日の売買については5日目の日とする。

3・4 (略)

(売買の決済方法)

第38条 (略)

2 売買の決済に係る有価証券の授受は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 機構取扱株券及び転換社債券の売買

本所が指定する相手方(当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方。次号において同じ。)との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) 前号以外の売買

本所が指定する相手方との間において、有価証券を授受することにより行う。

3項各号(第3号を除く。)に掲げる日に当たるときは、当該分売執行日から起算して5日目の日に決済を行うものとする。

3・4 (略)

(売買の決済方法)

第38条 (略)

2 売買の決済に係る有価証券の授受は、次の各号に定めるところにより行う。

(1) 機構取扱株券の当日決済取引、普通取引、発行日決済取引及び第30条に規定する立会外分売に係る売買

本所が指定する相手方(当日決済取引については、当該売買契約を締結した相手方。次号において同じ。)との間において、保管振替機構における口座の振替により行うものとし、本所が、受方会員に代わって保管振替機構に開設された渡方会員の口座から本所の口座に振替を受け、本所の口座から受方会員の口座へ振り替えるものとする。この場合における渡方会員の口座から本所の口座への振替請求は、本所が渡方会員に代わって保管振替機構に対して行うものとし、本所の口座から受方会員の口座への振替請求は、本所が保管振替機構に対して行うものとする。

(2) 機構取扱株券以外の株券の当日決済取引、普通取引、発行日決済取引、新株引受権証券、債券、新株引受権付社債券及び転換社債券の当日決済取引、普通取引及び機構取扱株券以外の有価証券の第30条に規定する立会外分売に係る売買

本所が指定する相手方との間において、有価証券を授受することにより行う。

(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)

第40条 (略)

(削除)

2 前項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもってこれに代えることができない。

(有価証券引渡票による決済)

第42条 (略)

2 (略)

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除外する。))の日)までに行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(5) 利付転換社債券の利払期日の前日

(6) 転換社債券の抽選償還の当選番号発表日の前日

4 (略)

(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)

第43条 抽選により償還されることが確定している債券又は新株引受権付社債券が、当該当選番号発表の日以降、売買の決済のために用いられた

(旧株券及び新株券の代替決済)

第40条 (略)

2 旧株券と新株券との双方が上場されている場合の新株券の売買の決済については、その旧株券をもってこれに代えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもってこれに代えることができない。

(有価証券引渡票による決済)

第42条 (略)

2 (略)

3 有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、有価証券引渡票発行の日から起算して5日目(新株引受権証書については2日目)の日(以下「有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限」という。)までに本所を通じて行うものとする。ただし、当該有価証券引渡票発行の日から有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済期限までの間に次の各号に掲げる日が到来する場合の有価証券引渡票に係る有価証券の貸借の決済は、受方会員の承諾を受けたときを除き、当該各号に掲げる日の前日(当該各号に掲げる日が休業日に当たるときは2日前(休業日を除外する。))の日)までに行わなければならない。

(1)～(4) (略)

(新設)

(新設)

4 (略)

(抽選償還に係る受渡有価証券の引換え)

第43条 抽選により償還されることが確定している債券、転換社債券又は新株引受権付社債券が、当該当選番号発表の日以降、売買の決済のため

場合において、受方会員は、本所が定める規則により、その相手方会員に当該銘柄の他の債券又は新株引受権付社債券との引換えを請求することができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第3号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) (略)

(2) 顧客の注文を執行する際に生じた過誤による買付け等で本所が真にやむを得ない事由があると認めるもの

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

(6) (略)

2 (略)

付 則

1 この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

2 この改正規定施行の際現に発行されている転換社債券の有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

めに用いられた場合において、受方会員は、本所が定める規則により、その相手方会員に当該銘柄の他の債券、転換社債券又は新株引受権付社債券との引換えを請求することができる。

(公開買付期間中における自己買付け)

第53条 施行令第12条第2号及び同第14条の3の6第3号に規定する証券取引所の定める規則において有価証券の流通の円滑化を図るため認められている買付けは、本所の市場における次の各号に掲げる買付けとする。

(1) (略)

(新設)

(2) (略)

(3) (略)

(4) (略)

(5) (略)

2 (略)

上場有価証券の発行者の会社情報の適時開示等に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a c (略)</p> <p><u>a d 財団法人証券保管振替機構の保管振替事業において取り扱われている上場有価証券についての株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号)第5条第3項に規定する同意に係る重要な事項</u></p> <p><u>a e</u> (略)</p> <p><u>a f</u> (略)</p> <p><u>a g</u> a から前 <u>a f</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p>	<p>(会社情報の開示)</p> <p>第2条 上場会社は、次の各号のいずれかに該当する場合(第1号に掲げる事項及び第2号に掲げる事実にあつては、投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当するものを除く。)は、直ちにその内容を開示しなければならない。</p> <p>(1) 上場会社の業務執行を決定する機関が、次に掲げる事項を行うことについての決定をした場合(当該決定に係る事項を行わないことを決定した場合を含む。)</p> <p>a ~ a c (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>a d</u> (略)</p> <p><u>a e</u> (略)</p> <p><u>a f</u> a から前 <u>a e</u> までに掲げる事項のほか、当該上場会社の運営、業務若しくは財産又は当該上場有価証券に関する重要な事項であつて投資者の投資判断に著しい影響を及ぼすもの</p> <p>(2) ~ (4) (略)</p> <p>2 ~ 6 (略)</p>
<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定める</p>	<p>(決定事項等に係る通知及び書類の提出)</p> <p>第5条 上場会社は、次の各号に掲げる事項について決議又は決定を行った場合(投資者の投資判断に及ぼす影響が軽微なものとして本所が定める基準に該当する場合を除く。)には、直ちに本所に通知するとともに、本所が別に定める</p>

とところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号 a から a g までに
掲げる事項

(2) ~ (1 3) (略)

2 ・ 3 (略)

付 則

この改正規定は、平成 1 3 年 1 1 月 2 6 日から
施行する。

とところに従い、書類の提出を行うものとする。

(1) 第 2 条第 1 項第 1 号 a から a f までに
掲げる事項

(2) ~ (1 3) (略)

2 ・ 3 (略)

受託契約準則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>証券会員制法人福岡証券取引所</u>(以下「取引所」という。)の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>財団法人証券保管振替機構</u>(以下「<u>保管振替機構</u>」という。)が保管振替事業において取り扱う内国株券(以下「<u>機構取扱株券</u>」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「<u>保振法</u>」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(5) <u>利付転換社債券</u>について、<u>当該利付転換社債券の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払が行われるときは、当該利子の支払が行われる日。以下同じ。)</u>の4日前(取引所の休業日を除く。)の日</p> <p>3 <u>前項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、次の各号に掲げる日の前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)</u>が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、同項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 <u>福岡証券取引所</u>(以下「取引所」という。)の開設する取引所有価証券市場における有価証券の売買の受託に関する契約については、この準則の定めるところによる。</p> <p>(普通取引における顧客の受渡時限)</p> <p>第8条 (略)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる日に成立した普通取引については、顧客は、当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) <u>証券保管振替機構</u>が保管振替事業において取り扱う内国株券(以下「<u>機構取扱株券</u>」という。)について、株券等の保管及び振替に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「<u>保振法</u>」という。)に基づく実質株主(実質優先出資者を含む。)の通知を行うため取引所が必要と認める日</p> <p>(新設)</p> <p>(新設)</p>

売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、当該期日の翌日の売買については当該売買成立の日から起算して5日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(1) 転換社債券の発行者の定める転換条件の変更が行われる日の前日

(2) 期中償還請求期間満了の日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。)

4 第2項の規定にかかわらず、利付転換社債券の普通取引において、前項各号に掲げる日の翌日が利払期日の前日に当たる場合には、顧客は、第2項第2号又は第3号に定める期日の売買については当該売買成立の日から起算して6日目の日の午前9時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

5 前3項の規定にかかわらず、正会員が取引所の定める時限までに前3項の売買を取引所を通じて決済するために必要と認めて、受託に際して別に日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(利子の日割計算)

第11条 債券(転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下同じ。)の売買のうち利付債券の売買並びに利付転換社債券及び新株引受権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日(取引所が定めるところにより、決済を繰り延べる場合にあっては、当初の決済日をいう。以下この条において同じ。)までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その

(新設)

3 前2項の規定にかかわらず、正会員が取引所の定める時限までに前2項の売買を取引所を通じて決済するために必要と認めて、受託に際して別に日時を指定した場合には、顧客は、その日時までに、売付有価証券又は買付代金を正会員に交付するものとする。

(利子の日割計算)

第11条 債券(転換社債券及び新株引受権付社債券を除く。以下同じ。)の売買のうち利付債券の売買並びに利付転換社債券及び新株引受権付社債券の売買については、額面総額にその有価証券の利率を乗じて得た額(以下「利子」という。)から税額相当額として取引所が定める額を差し引いた額を、日割をもって計算し、その売買の決済日までの分(以下「経過利子」という。)を、売買代金に加算して授受するものとする。ただし、その売買の決済日が、当該有価証券の利払期日(利払期日が銀行休業日に当たり、利払期日前に利子の支払いが行われると

売買の決済日が、当該有価証券の利払期日に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(旧株券と新株券の銘柄併合時の取扱い)

第15条 (略)

(削除)

2 前項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができない。

(証券保管振替機構業務規程等の適用)

第18条 機構取扱株券又は転換社債券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券又は転換社債券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、保管振替機構が定める業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から機構取扱株券又は転換社債券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券又は転換社債券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券若しくは売付転換社債券を交付しない旨又は買付株券若しくは買付転換社債券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

きは、利払期日前において利子の支払いが行われる日)に当たるときは、経過利子を売買代金に加算しないものとし、この場合においては、売付顧客は、利札の引渡しを行わないものとする。

2 (略)

(旧株券及び新株券の代替決済)

第15条 (略)

2 旧株券と新株券との双方が上場されている場合の新株券の売買の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができる。

3 前2項の規定にかかわらず、発行日決済取引の決済については、旧株券をもって新株券に代えることができない。

(証券保管振替機構業務規程等の適用)

第18条 機構取扱株券の売買の受託に関し顧客が保振法に基づく口座の振替により株券の授受を行う場合の当該受託に関する契約については、この準則に定めるもののほか、証券保管振替機構が定める業務規程に基づき正会員と顧客との間で締結される契約によるものとする。

(口座振替による受渡し)

第19条 正会員は、顧客から機構取扱株券の売買の委託を受けた場合において、正会員が当該顧客のために保振法に基づく口座を設定しているときは、売付け又は買付けに係る株券の受渡しを、その口座の振替により行うものとする。ただし、顧客がその口座の振替により、売付株券を交付しない旨又は買付株券の引渡しを受けない旨の申し出を行った場合には、この限りでない。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)~(14) (略)

3 (略)

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

(信用取引に係る委託保証金の有価証券による代用)

第29条 (略)

2 前項の有価証券の種類は次の各号に掲げるものとし、その差入れの際における代用価格はその前日(取引所の休業日に当たるときは、順次繰り上げる。第31条を除き以下同じ。)における時価(次項各号に掲げる有価証券については、当該各号に定める時価をいう。第34条第2項において同じ。)に当該各号に掲げる率を乗じて得た額を超えない額とする。

(1)~(14) (略)

3 (略)

転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaから<u>d</u>までに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 上場申請銘柄が株券等の保管及び振替等に関する法律(昭和59年法律第30号。以下「保振法」という。)第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合には、次の(a)及び(b)に適合していること。</u></p> <p><u>(a) 上場申請銘柄の発行者が発行する株券が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること。</u></p> <p><u>(b) 上場申請銘柄が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること又は上場の時までに当該同意がなされているものであること。</u></p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場又は日本証券用協会に登録されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaから<u>d</u>までに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p><u>d 前項第2号dに適合するものであること。</u></p> <p>3 (略)</p>	<p>(上場審査基準)</p> <p>第3条 転換社債券の上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaから<u>c</u>までに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>2 前項の規定にかかわらず、上場申請銘柄が、国内の他の証券取引所に上場又は日本証券用協会に登録されている場合における上場審査については、次の各号に掲げる基準によるものとする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 上場申請銘柄が、次のaから<u>c</u>までに適合していること。</p> <p>a～c (略)</p> <p>(新設)</p> <p>3 (略)</p>

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (5) (略)

(6) 当該銘柄が保振法第2条第1項の規定に基づき主務大臣が指定したものに該当する場合には、次のa又はbに適合しなくなったこと。

a 当該銘柄の発行者が発行する株券が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること。

b 当該銘柄が、保振法第5条第3項に規定する同意がなされているものであること。

(7) (略)

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

(上場廃止基準)

第4条 (略)

2 転換社債券の上場銘柄が次の各号のいずれかに該当する場合には、当該銘柄の上場を廃止する。

(1) ~ (5) (略)

(新設)

(6) (略)

決済に係る手数料の額の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p><u>(4) 転換社債券</u></p> <p><u>定款第14条の2第1項に規定する決済のために各会員の授受する当該転換社債券の受け券面の総額又は渡し券面の総額に、各社債の金額(商法(明治32年法律第48号)第299条に規定する各社債の金額をいう。)</u></p> <p><u>につき6円を乗じて得た額</u></p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。</p>	<p>定款第14条の2第2項の規定に基づく決済に係る手数料の額は、次の各号に掲げる有価証券(財団法人証券保管振替機構が保管振替事業において取り扱わないものを除く。)について、当該各号に定める額の合計額とする。</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(新設)</p>

業務規程施行規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第6項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p>	<p>(発行日決済取引の期間)</p> <p>第5条 規程第8条第4項に規定する本所が定める日は、本所が特に必要があると認めてその都度定める場合を除き、次の各号に定める日とする。</p>
<p>(1) ~ (2) (略)</p>	<p>(1) ~ (2) (略)</p>
<p>(転換条件の変更期日)</p> <p>第19条 規程第26条に規定する優先株又は転換社債券について新たな転換条件により売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。</p>	<p>(転換条件の変更期日)</p> <p>第19条 規程第26条に規定する優先株又は転換社債券について新たな転換条件により売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 普通取引</p> <p>旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たる場合は、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。<u>ただし、利付転換社債券の売買において、旧条件最終適用日の前日が利払期日の前日に当たるときは、旧条件最終適用日の4日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たるときは、旧条件最終適用日の5日前の日)とする。</u></p>	<p>(2) 普通取引</p> <p>旧条件最終適用日の3日前の日(旧条件最終適用日が休業日に当たる場合は、旧条件最終適用日の4日前の日)とする。</p>
<p>(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)</p>	<p>(期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日)</p>
<p>第19条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。</p>	<p>第19条の2 規程第26条の2に規定する期中償還請求権に係る権利落として売買を行う期日は、次の各号に定める日とする。</p>
<p>(1) (略)</p>	<p>(1) (略)</p>
<p>(2) 普通取引</p> <p>期中償還請求期間満了の日の3日前の日(期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日)とする。<u>ただし、利付転換社債券の売買において、期中償還請求期間満了の日の</u></p>	<p>(2) 普通取引</p> <p>期中償還請求期間満了の日の3日前の日(期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日)とする。</p>

前日が利払期日の前日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の4日前の日（期中償還請求期間満了の日が休業日に当たるときは、期中償還請求期間満了の日の5日前の日）とする。

（売買の停止）

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

（1）（略）

（2）規程第28条第1号の2に掲げる場合の当該債券、転換社債券又は新株引受権付社債券の売買の停止は、原則として、抽選償還の当選番号発表日の3日前の日（当選番号発表日が休業日に当たるときは当該日の4日前の日）から当選番号発表日までとする。

（3）（略）

（4）（略）

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。

（売買の停止）

第21条 規程第28条の規定により行う売買の停止は、次の各号に定めるところによる。

（1）（略）

（新設）

（2）（略）

（3）（略）

監理ポスト及び整理ポストに関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場転換社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p><u>(d) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p><u>(e) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第7号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場転換社債券が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により転換請求期間が満了となる場合を除く。)、第3号、第5号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)、<u>第6号若しくは第7号に該当する場合は、当該転換社債券を整理ポストに割り当てる。</u></p> <p>(6) (略)</p>	<p>(監理ポスト、整理ポストへの割当て)</p> <p>第3条 監理ポスト又は整理ポストへの割当ては、次の各号に定めるところによる。</p> <p>(1)～(4) (略)</p> <p>(5) 転換社債券については、次のとおりとする。</p> <p>a 監理ポストへの割当て</p> <p>上場転換社債券が次のいずれかに該当する場合には、当該転換社債券を監理ポストに割り当てる。</p> <p>(a)～(c) (略)</p> <p>(新設)</p> <p><u>(d) 転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第2項第6号に該当するおそれがあると本所が認める場合</u></p> <p>b 整理ポストへの割当て</p> <p>上場転換社債券が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第4条第1項各号(株券上場廃止基準の取扱い1.(7)bの(a)に規定する合併による解散の場合及び株券の不正発行の場合を除く。)又は同条第2項第1号、第2号(最終償還期限の到来により転換請求期間が満了となる場合を除く。)、第3号、第5号(上場銘柄が同特例第3条第3項第4号又は第6号の規定によりその承継後速やかに上場される見込みのある場合を除く。)若しくは<u>第6号に該当する場合は、当該転換社債券を整理ポストに割り当てる。</u></p> <p>(6) (略)</p>

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 転換社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の (a) から (e) までに定めるところによる。

(a) ~ (c) (略)

(d) 前条第 5 号 a の (d) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するかどうかを認定した日までとする。

(e) 前条第 5 号 a の (e) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 7 号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から 1 年を超えることとなるときは、当該日から 1 年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b (略)

(6) (略)

2 (略)

付 則

この改正規定は、平成 13 年 11 月 26 日から施行する

(監理ポスト、整理ポストへの割当期間)

第 4 条 前条に規定する銘柄の監理ポスト又は整理ポストへの割当期間は、次の各号に定めるところによる。

(1) ~ (4) (略)

(5) 転換社債券については、次のとおりとする。

a 監理ポストへの割当期間

監理ポストへの割当期間は、次の (a) から (d) までに定めるところによる。

(a) ~ (c) (略)

(新設)

(d) 前条第 5 号 a の (d) の場合には、本所が必要と認めた日から本所が転換社債券に関する有価証券上場規程の特例第 4 条第 2 項第 6 号に該当するかどうかを認定した日までとする。ただし、当該本所が必要と認めた日から 1 年を超えることとなるときは、当該日から 1 年目の日以降の日でその都度本所が定める日までとする。

b (略)

(6) (略)

2 (略)

有価証券引渡票に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(配当金又は権利の引渡通知書)</p> <p>第6条 業務規程第42条第3項ただし書に規定する場合で、有価証券引渡票に係る<u>有価証券</u>の貸借の決済が同項第1号又は第5号に掲げる日の前日を超えることについて受方会員の承諾を受けたときには、渡方会員は、当該貸借の決済に際し、所定の「配当金・権利等引渡通知書」を受方会員に交付するものとする。ただし、<u>同項第1号</u>に掲げる日において第8条第1項第1号の規定により当該貸借の決済を行う場合は、この限りでない。</p>	<p>(配当金又は権利の引渡通知書)</p> <p>第6条 業務規程第42条第3項ただし書に規定する場合で、有価証券引渡票に係る<u>株券</u>の貸借の決済が同項第1号に掲げる日の前日を超えることについて受方会員の承諾を受けたときには、渡方会員は、当該貸借の決済に際し、所定の「配当金・権利等引渡通知書」を受方会員に交付するものとする。ただし、<u>同号</u>に掲げる日において第8条第1項第1号の規定により当該貸借の決済を行う場合は、この限りでない。</p>
<p>(有価証券引渡票に係る貸借の決済方法)</p> <p>第8条 有価証券引渡票に係る貸借の決済は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) <u>機構取扱株券及び転換社債券</u></p> <p>渡方会員と受方会員との間において、保管振替機構に開設された口座の振替により行うものとする。この場合において、渡方会員は有価証券引渡票のA片を本所に提出するとともに、受方会員に有価証券引渡票に係る貸借の決済を行う旨を通知し、受方会員は当該口座の振替を受けたことを確認し、有価証券引渡票のA片を受領した後、有価証券引渡票のC片を渡方会員に返付するものとする。</p> <p>(2) <u>前号</u>以外の有価証券</p> <p>渡方会員と受方会員との間において、当該有価証券の授受により行うものとする。この場合において、渡方会員は当該有価証券に有価証券引渡票のA片を添付して本所に提出するとともに、受方会員に有価証券引渡票に係る貸借の決済を行う旨を通知し、受方会員は当該有価証券及び有価証券引渡票のA片を受</p>	<p>(有価証券引渡票に係る貸借の決済方法)</p> <p>第8条 有価証券引渡票に係る貸借の決済は、次の各号に定めるところにより行う。</p> <p>(1) <u>機構取扱株券</u></p> <p>渡方会員と受方会員との間において、保管振替機構に開設された口座の振替により行うものとする。この場合において、渡方会員は有価証券引渡票のA片を本所に提出するとともに、受方会員に有価証券引渡票に係る貸借の決済を行う旨を通知し、受方会員は当該口座の振替を受けたことを確認し、有価証券引渡票のA片を受領した後、有価証券引渡票のC片を渡方会員に返付するものとする。</p> <p>(2) <u>機構取扱株券</u>以外の有価証券</p> <p>渡方会員と受方会員との間において、当該有価証券の授受により行うものとする。この場合において、渡方会員は当該有価証券に有価証券引渡票のA片を添付して本所に提出するとともに、受方会員に有価証券引渡票に係る貸借の決済を行う旨を通知し、受方会員は当該有価証券及び有価証券引渡票のA片を受</p>

領するとともに、有価証券引渡票のC片を渡方会員に返付するものとする。

- 2 前項に定める有価証券引渡票のA片、有価証券の本所への提出は、機構取扱株券及び転換社債券については、業務規程第36条に定める決済時限から20分以内に、それ以外の有価証券については、当該決済時限から30分以内に行わなければならない。

付 則

- 1 この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。
- 2 この改正規定施行の際現に発行されている転換社債券の有価証券引渡票に係る貸借の決済については、なお従前の例による。

領するとともに、有価証券引渡票のC片を渡方会員に返付するものとする。

- 2 前項に定める有価証券引渡票のA片、有価証券の本所への提出は、機構取扱株券については、業務規程第36条に定める決済時限から20分以内に、それ以外の有価証券については、当該決済時限から30分以内に行わなければならない。

抽選償還当選債券等の引換処理に関する規則の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第43条の規定に基づき、本所における売買の決済に関し用いられた債券又は新株引受権付社債券（以下「債券等」という。）が抽選により償還されることが確定している債券等（以下「抽選償還当選債券等」という。）である場合の当該抽選償還当選債券等の引換請求等に関し、必要な事項を定める。</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。</p>	<p>(目的)</p> <p>第1条 この規則は、業務規程第43条の規定に基づき、本所における売買の決済に関し用いられた債券、<u>転換社債券</u>又は新株引受権付社債券（以下「債券等」という。）が抽選により償還されることが確定している債券等（以下「抽選償還当選債券等」という。）である場合の当該抽選償還当選債券等の引換請求等に関し、必要な事項を定める。</p>

有価証券上場規程別表取扱い要領の一部改正新旧対照表

新	旧
<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e <u>他の種類の株式への転換が行なわれる株式</u>の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額とみなして計算する。</p> <p>f <u>転換社債若しくは他の種類の株式への転換が行なわれる株式</u>の転換又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。</p> <p>g・h (略)</p> <p style="text-align: center;">付 則</p> <p>この改正規定は、平成13年11月26日から施行する。</p>	<p>第1 株券及び優先出資証券</p> <p>1 株券</p> <p>(1) 上場手数料関係</p> <p>a ~ d (略)</p> <p>e 転換株式の転換により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1株当たり発行価格を1株当たりの払込金額とみなして計算する。</p> <p>f 転換社債若しくは転換株式の転換又は新株引受権付社債の新株引受権若しくは商法第280条の19第1項の新株引受権の行使等により上場会社が新たに発行した株券の上場手数料は、1月1日から6月末日までに上場されたものについてはその年の8月末日に、7月1日から12月末日までに上場されたものについては翌年の2月末日に納入するものとする。</p> <p>g・h (略)</p>

転換社債券に関する有価証券上場規程の特例の取扱いの一部改正新旧対照表

新	旧
<p>3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号若しくは第6号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来により転換請求期間が満了となる銘柄については、<u>次の(a)又は(b)に掲げる銘柄の区分に従い、当該(a)又は(b)に定める日とする。</u></p> <p><u>(a) 最終償還期日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と転換請求期間満了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（保管振替機構の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。）</u> <u>転換請求期間満了の日から起算して5</u></p>	<p>3. 上場廃止基準の取扱い（転換社債券特例第4条関係）</p> <p>(1)～(3) (略)</p> <p>(4) 第4条第1項又は第2項の各号のいずれかに該当することとなった銘柄の上場廃止日は、次のとおりとする。</p> <p>a (略)</p> <p>b 第4条第1項第1号又は同条第2項第1号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日の1か月目の応答日（応答日がないときはその月の末日）とし、同項第3号に該当することとなった銘柄については、原則として、本所が当該銘柄の上場廃止を決定した日の翌日から起算して2週間を経過した日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。</p> <p>c 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、最終償還期限の到来により転換請求期間が満了となる銘柄については、<u>転換請求期間満了の日から起算して4日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（転換請求期間満了の日が休業日に当たる場合は、当該転換請求期間満了の日から起算して5日前の日）</u> （新設）</p>

日前（休業日を除外する。以下日数計算について同じ。）の日（転換請求期間満了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間満了の日から起算して6日前の日）

（b） 前（a）以外の銘柄

転換請求期間満了の日から起算して4日前の日（転換請求期間満了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間満了の日から起算して5日前の日）

- d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了することとなる銘柄については、次の（a）又は（b）に掲げる銘柄の区分に従い、当該（a）又は（b）に定める日とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（a） 繰上げ償還の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）と転換請求期間終了の日（休業日に当たるときは、順次繰り上げる。）が同日である銘柄（保管振替機構の保管振替事業において取り扱われている銘柄に限る。）

転換請求期間終了の日から起算して5日前の日（転換請求期間終了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間終了の日から起算して6日前の日）

（b） 前（a）以外の銘柄

転換請求期間終了の日から起算して4日前の日（転換請求期間終了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間終了の日から起算して5日前の日）

（新設）

- d 第4条第2項第2号に該当することとなった銘柄のうち、転換社債の全額について最終償還期限を繰り上げて償還することにより転換請求期間が終了することとなる銘柄については、転換請求期間終了の日から起算して4日前の日（転換請求期間終了の日が休業日に当たる場合は、転換請求期間終了の日から起算して5日前の日）とする。ただし、本所が速やかに上場廃止すべきであると認めた場合は、この限りでない。

（新設）

（新設）

e・f (略)

g 第4条第2項第7号に該当することとな
った銘柄については、本所がその都度定め
る日

付 則

この改正規定は、平成13年11月26日から
施行する。

e・f (略)

g 第4条第2項第6号に該当することとな
った銘柄については、本所がその都度定め
る日